

上の障害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該障害の拡大又は発生を防止するための講ずる措置の概要
(指定海域内における届出を要しない行為)

令で定める行為は、次に掲げるものとする。

号) 第二条第一項の規定による免許を受けた者が行う当該免許に係る理立及び國が司法第

前項の規定に依る場合を除き、本件は、四十二条第一項の規定に基づき承認を受けて

二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和
行う埋立

二十五年法律第百三十七号) 第二条に規定する魚港の管理及び同法第四条第一項に規定す

本港の管理及び「漁業保安法第一項」に規定する漁港漁場整備事業に係る行為

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

条第五項に規定する港湾施設又は同条第六項の規定による港湾施設とみなされた施設に關

の規定に付するが如きが別途に規定する工事及び同条第八項に規定する開発保全

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九 　　航行の開発又は保全に関する工事

号) 第四十二条第三項に規定する保安施設事業者による行為

五 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第 一章 一般規定

二条第一項に規定する道路の管理

百三十一号) 第二条第五項に規定する航空保安施設の管理又はこれに関する工事

七 安全港の管理又はこれに關する工事 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二

第一項に規定する海岸保全施設に関する工事、同条第三項に規定する海岸保全区域等の

管理及び公衆による利用、同法第十六条第一項（同法第三十七条の二から）に準用する場合

（同法第三十七条のノにおいて準用する場合を含む。）又は同法第十七条第一項に規定

八　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一
する工事

号) 第二条第一号に規定する自然公園の管理
七 法第三条第二四号ニ規定三十毛疊由九理施設

九 法第三条第十四号は規定する廢油處理施設に關する工事

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第八条第一項に

規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項ニ規定する産業廃棄物処理施設ニ開

十一 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年
第一条に規定する商業廃棄物処理施設に関する工事

法律第六十号) 第七条第一項の沿岸水産資源

開発計画に基づく水産動植物の増殖又は養殖のための施設の新築、改築又は増築

十二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設、同法第三十三条第一項第三号の索道施設若しくは軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設の管理又はこれらに関する工事

十三 水産業に関する技術の研究開発を目的として行う工事その他の行為

十四 水産業生産基盤としての共同利用施設の整備に係る行為

十五 海水、水産業用水等を取水、送水及び配水するための施設の整備に係る行為

十六 第二号、第十一号及び前三号に掲げるもののほか、水産動植物の採捕又は養殖のために行う行為

十七 第二号、第三号及び前号に掲げるもののほか、海底の清掃に係る行為

十八 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のために行う行為

十九 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設に関する工事

二十 投錨その他の船舶の停泊のために行う行為

二十一 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置のために行う行為

二十二 第十八号から前号までに掲げるもののほか、海上保安庁が海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）に基づいて行う業務

二十三 環境の状態に関する調査のための測定機器等の設置及び試料の採取に係る行為（海底及びその下の掘削を伴わないものに限る。）

二十四 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく处分による義務の履行として行う行為（既に海底及びその下の形質の変更に着手している者の届出）

第十九条 法第十九条の二第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二 海底及びその下の形質の変更を行つている指定海域の名称

三 海底及びその下の形質の変更の種類、場所及び施行方法

四 海底及びその下の形質の変更の内容

五 海底及びその下の形質の変更の完了日又は完了予定日

六 海底及びその下の形質の変更の完了日又は完了予定日

(非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者の届出)

第二十条 前条の規定は、法第十九条の二第三項の届出について準用する。この場合において、前条第一項第六号中「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。

(海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する基準)

第二十一条 法第十九条の二第四項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる要件を満たすとともに、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることとする。

一 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスを海洋に漏出させるおそれのないものであること。

二 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止する地質構造を変化させないものであること。

三 海底及びその下の形質の変更を行う指定海域及びその周辺に設置された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の用に供する設備の機能を損なうおそれのないものであること。

四 海底及びその下の形質の変更の施行中に当該海底及びその下の形質の変更に伴って特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じていないことを確認するために監視を実施するものであること。

五 海底及びその下の形質の変更の施行中に当該海底及びその下の形質の変更に伴つて特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合には、当該障害の拡大又は発生を防止するためには、必要な措置を講ずるものであること。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月一日環境省令第一号）

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年四月一日環境省令第一七号）抄（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第一条関係）

(日本復漢文稿 A 番 4 頁)

様式第二号（第七条関係）

(日本漫畫風格 A 畫 4)

様式第三号（第九条関係）

(日本産業規格 A列 4種)

様式第四号（第十一条関係）

（日本）通規格 A列 4 個

様式第五号（第十五条関係）

樣式第六號（第十六條、第十九條、第二十條關係）